

# 臨床研究法施行規則

## (特定臨床研究の中止の届出)

**第四十五条** 法第八条の規定による届出は、様式第四による届書を提出して行うものとする。

- 2 前項の規定による中止の届出は、特定臨床研究を多施設共同研究として実施する場合には、研究代表医師が行うものとする。